

## 指定同意の手続きについて

平成28年4月以降、**調布市外**の被保険者(利用者)に地域密着型通所介護サービスを提供する場合は、**利用者毎**に下記の手続きが必要となります。

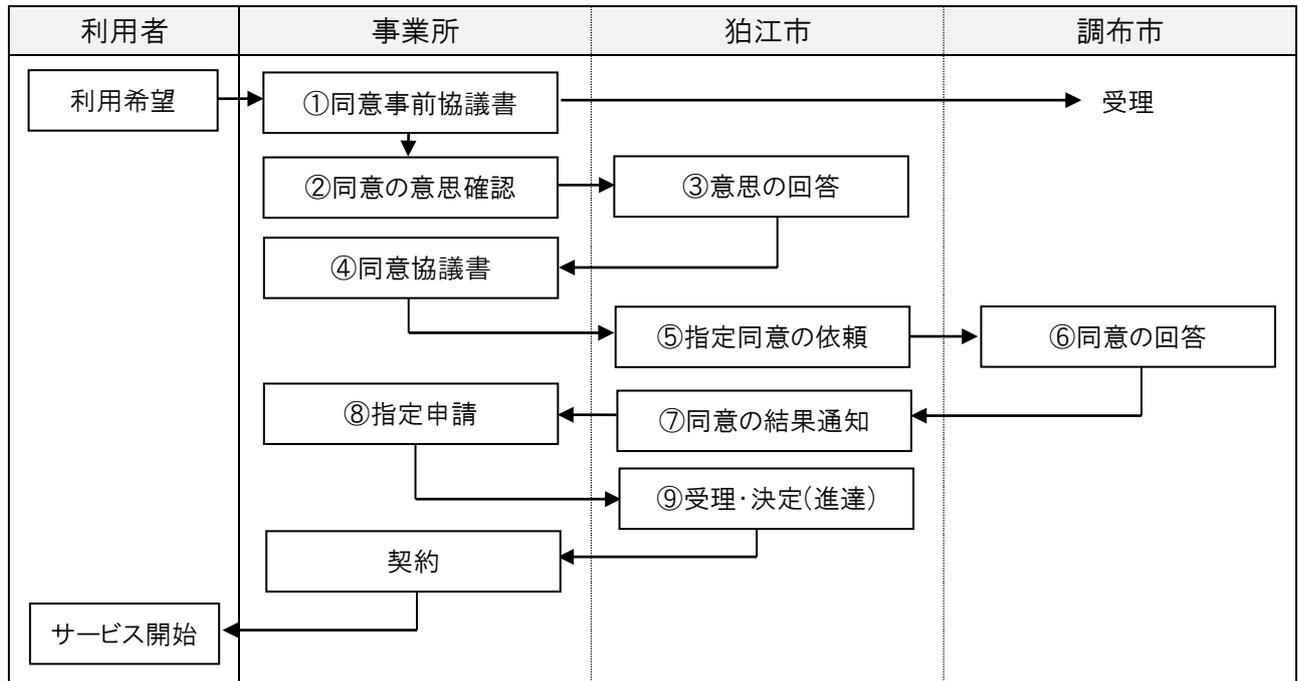
【指定同意の手続き(①～⑦)】 例)以下、調布市内事業所が狛江市民にサービス提供する場合を想定

- ① 狛江市民の利用希望があった場合には、**事業所**から**調布市**に報告する(事前協議書の提出)。
- ② 調布市の指示等を踏まえ、**事業所**から**狛江市**(利用者の保険者)に指定同意の確認をする。
- ③ **狛江市**が**事業所**に指定同意の回答をする。
- ④ 狛江市の意思回答結果を踏まえ、**事業所**から**狛江市**に改めて指定同意の協議を行う。
- ⑤ **狛江市**が**調布市**に指定同意の依頼をする。
- ⑥ **調布市**が**狛江市**に指定同意の回答をする。
- ⑦ **狛江市**が**事業所**に指定同意の結果を通知する。

【指定申請(⑧～⑨)】

- ⑧ 指定同意の結果を踏まえ、**事業所**が**狛江市**に指定申請する。
- ⑨ **狛江市**が指定申請を受理・審査し、指定を決定する。

【手続きの流れ】



※①・②・④において、他市民の利用が認められない場合がありますのでご承知おきください。

※⑧において、指定要件等を満たさない場合は指定されませんのでご注意ください。

※手続きに必要な書類(様式)は、提出先で異なりますので各保険者へご確認ください。調布市の書類は、市ホームページに掲載してあります。